

6 国の一般会計歳入及び国税収入決算額（平成22～26年度）

(1) 国の一般会計歳入決算額

(単位 億円)

項 目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
一 般 会 計 歳 入 総 額	1 005 346	1 099 795	1 077 620	1 060 447	1 046 791
租 税 及 び 印 紙 収 入	414 868	428 326	439 314	469 529	539 707
官 業 益 金 及 び 官 業 収 入	155	160	163	437	450
政 府 資 産 整 理 収 入	7 852	2 895	2 269	3 277	14 788
雑 収 入	98 033	75 712	42 741	45 909	48 557
公 債 収 入	423 030	540 480	500 492	434 545	384 929
前 年 度 剰 余 金 受 入	61 408	52 222	92 641	106 749	58 360

(資料) 財務省「平成26年度決算の説明」

(2) 国 税 収 入 決 算 額

(単位 億円)

項 目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
国 税 収 入 総 額	437 074	451 754	470 492	512 274	578 492
一 般 会 計 分	414 868	428 326	439 314	469 529	539 707
所 得 税	129 844	134 762	139 925	155 308	167 902
源 泉 分 分	106 770	110 108	114 725	127 592	140 267
申 告 分	23 073	24 654	25 200	27 717	27 635
法 人 税	89 677	93 514	97 583	104 937	110 316
相 続 税	12 504	14 744	15 039	15 743	18 829
消 費 税	100 333	101 946	103 504	108 293	160 290
酒 税	13 893	13 693	13 496	13 709	13 276
た ば こ 税	9 077	10 315	10 179	10 375	9 187
揮 発 油 税	27 501	26 484	26 219	25 743	24 864
石 油 ガ ス 税	119	113	107	103	97
航 空 機 燃 料 税	749	462	494	522	521
石 油 石 炭 税	5 019	5 191	5 669	5 995	6 307
電 源 開 発 促 進 税	3 492	3 314	3 280	3 283	3 211
自 動 車 重 量 税	4 465	4 478	3 969	3 814	3 728
関 税	7 859	8 742	8 972	10 344	10 731
と 他 税 入	95	97	98	100	100
そ の 収 入	1	2	0	1	0
印 紙 収 入	10 240	10 469	10 777	11 261	10 350
交 付 税 及 び 譲 与 税 配 付 金 特 別 会 計 分	20 581	21 833	22 598	25 758	29 544
地 方 法 人 税	-	-	-	-	10
地 方 揮 発 油 税	2 942	2 834	2 805	2 754	2 660
石 油 ガ ス 税 (譲 与 分)	119	113	107	103	97
航 空 機 燃 料 税 (譲 与 分)	136	132	141	149	149
自 動 車 重 量 税 (譲 与 分)	3 065	3 073	2 724	2 617	2 558
特 別 と 他 税	119	121	123	125	125
地 方 法 人 特 別 税	14 200	15 560	16 698	20 010	23 945
国 債 整 理 基 金 特 別 会 計 分	1 625	1 595	1 575	1 605	1 421
た ば こ 特 別 税	1 625	1 595	1 575	1 605	1 421
東 日 本 大 震 災 復 興 特 別 会 計	-	-	7 005	15 381	7 820
復 興 特 別 所 得 税	-	-	511	3 338	3 492
復 興 特 別 法 人 税	-	-	6 494	12 043	4 328

(資料) 財務省「租税及び印紙収入決算額調」

- (備考) 1 地方法人特別税は、平成20年度税制改正において地域間の税源偏在を是正するため、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として創設された。
- 2 地方揮発油税は、平成21年度税制改正において地方道路税が使途制限を廃止し、改称されたものである。
- 3 復興特別所得税および復興特別法人税は、東日本大震災からの復興施策に必要な財源を確保するため、平成24年度から導入された。
- 4 地方法人税は、平成26年度税制改正において地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図ることを目的として、法人住民税法人税割の税率の引下げにあわせて、地方交付税の財源を確保するため創設された。